

き す な
絆



ご存知ですか？介護保険



生活援助は介護を必要とする人の生活の自立を支援するたいせつな役割！



生活援助とは

身体介護以外の訪問介護であって、掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助であり利用者や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものを言います。

～～算定条件～～

利用者が**一人暮らし**であるかまたは
家族等が**障害、疾病のため家事を行うことが困難**な場合。

「同居家族がいたら
生活援助は出来ないの!？」



そういった声が相次いだため、厚労省は、訪問介護サービスにおける「同居家族等について個々の利用者の状況に応じて具体的に判断される。」と通知しました。

ケアプランに生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合は、その理由、やむを得ない事情の内容について計画書に記載します。

これは同居家族のいる利用者の状況を踏まえた適切なケアプランが作成され真に必要なサービスが提供されることを目的としています。

そしてケアマネは「自立支援」「生活の質の向上」を常に頭に置いてケアプランを作成します。

